武田 正樹 議員
清流クラブ

農地中間管理機構による担い手への農地集積について貸し手も借り手も利用しやすい環境を

問

(1) 農地中間管理機構（以下「機構」という。）による担い手への農地集積について、最近、各地域において説明会が開催されているが、反応はどうか。

(2) 機構に農地を預けた場合、借地料は幾らに設定されるか。

(3) 借り手、担い手の双方が納得できる借地料はいくらか。

(4) 機構に農地を預けたときの固定資産税は、どちらが負担するのか。

(5) 土地改良費はどちらが負担するのか。

(6) 対象農地は田だけなのか。将来的に畑は含まれないのか。

(7) 耕作放棄地は対象農地になるのか。

(8) 今後、農業者の高齢化が進み、米価下落が続いたときに、影響などを考えると、転居などで所有者の所在が不明な農地が出てくるおそれがあると思われるが、そのような農地は対象となるのか。

(9) 貸し手も担い手も、貸しやすい、借りやすい環境を整えることが必要だと思うが、どうか。

貸しやすい、借りやすい環境整備を進めていきたい

答 開発部長

(1) 3月の開催予定を含めて、市内57地区のうち、30地区で説明会を開催する。

説明会では、この農地中間管理事業について、まずよく理解していただくことを目的に開催する。

反応としては、農家の高齢化や後継者不足、昨年のような米価の下落などにより、耕作を任せたいと考えてみえる方が多いように見受けられる。周りの農家の状況などを見て、判断に迷われているようにも見受けられた。

(2) 機構が借り受ける農地の賃借料は、その地域における通例を参考にして定めている。現在、円滑化事業により契約されている利用権の賃借料と同額になると考えている。

なお、昨年の利用権による賃借料は、米価の下落の影響もあり、10アール当たり、鍋田地区で1万500円、十四山地区で6千円、弥富・市江地区で8千円。

27年の賃借料は、昨年のような状況であれば昨年と同額になると考えているが、その都度、見直しする予定である。

(3) 双方が納得できる金額の設定は大変難しいが、年々の作柄状況や米価の状況の把握を見ながら変動させる必要があると考える。

(4) 従来の利用権においても土地所有者が負担しており、機構による利用権についても同じように土地所有者の負担となる。

(5) 地権者にお支払いしていただくことになる。

(6) 機構は借り手が見込まれない場合については、農地を借り受けしない。

市内の場合、田だと借り手が見込めるが、畑の場合、借り手の見込みが大変低いと思われる。面積が小さい圃場になるので、畑は借り受けがかなり難しいと思っている。

(7) 機構は農地として再生不能と判断され、利用困難な場合には農地は借り受けしない。

耕作放棄地の場合、農地の状況にもよるが、農地として利用できるような状態に戻す必要がある。

また、その費用については、貸し手または借り手が負担をすることになる。

(8) 現在、市の農業委員会では、転出や相続などがあった場合、届け出を確認し、所有者や住所などの情報を変更しており、所有者の所在が不明な農地はないと認識をしている。

仮に所有者の所在が不明で耕作が可能な農地があった場合については、公示の手続を行い、県知事の裁定により機構に利用権を設定することができる。

(9) 貸し手としては、農地を良好な状態で耕作し、安心して任せられる担い手を求めていると考えるし、担い手は、農地が集積され、大区画化されたところで効率的に耕作ができることを望んでいると考える。

市としても、この事業を活用して、貸しやすい、借りやすい環境づくりを進めていきたい。